

平成22年6月定例会市議会

条例の制定に関する資料

(議案第4号及び第5号)

総務局

趣 旨 書

題名 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が平成21年7月1日に公布され、その改正事項には育児休業制度の改善のほか、休暇制度等についての改正も含まれており、公務員においても育児を行う職員の仕事と育児の両立支援という観点から、所要の改正を行う。

2 改正の概要

3歳未満の子のある職員がその子を養育するために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を新設する。（第8条の2関係）

趣 旨 書

題名 和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）も一部改正されたため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員及び職員以外の子の親が常態として養育することができる場合における職員についても、育児休業を取得できるものとする。（第2条関係）
- (2) 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとなることにより、その期間を定める。（第2条の2関係）
- (3) 夫婦が交互に育児休業をしていなくても、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業終了後3月以上の期間が経過した場合及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再度の育児休業をすることができる。（第3条関係）
- (4) 職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととする。（第5条関係）
- (5) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員及び職員以外の子の親が常態として養育することができる場合における職員についても、育児短時間勤務をすることができるものとする。（第10条関係）
- (6) 夫婦が交互に育児休業をしていなくても、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務終了後3月以上の期間が経過した場合に、前回の育児短時間勤務終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができる。（第11条関係）
- (7) 職員が短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととする（第14条関係）
- (8) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員及び職員以外の子の親が常態として養育することができる場合における職員についても、部分休業の承認を請求できるものとする。（第24条関係）
- (9) 部分休業の規定に伴う字句の整理（第25条関係）
- (10) 第24条の改正に伴う字句の整理（第28条関係）